第2章 組織体制・情報共有

第1節 組織体制の確立

災害時は、本計画及び地域防災計画に基づき、図表 2-1 に示すとおり廃棄物 部局が廃棄物処理のため必要な災害廃棄物処理組織体制を構築し、指揮系統を確立する。

また、廃棄物処理組織体制の確立に当たっては、廃棄物部局の職員以外に他部局の職員や廃棄物処理事務経験者等も選出し、地域防災計画に基づく災害対策本部及び関係各部、一部事務組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応する。地域防災計画における関係各班の業務内容は図表2-2に示すとおり。

<国·自治体> <大泉町> 災害対策本部 平時の つながり <庁内関係他班> 一部事務組合 <災害廃棄物処理担当> 調整・協議 都市建設班 防災総括班 構成市町村 (環境整備課) <役割区分> 企画班 災害時の 要請 県内市町村 車携 支援体制 総務 資源管理 調整·協議 ... 支援 群馬県 処理 受援 消防班 環境省 要請 支援 <民間事業者> ごみ、し尿収集業者 廃棄物処理事業者 解体撤去事業者

図表 2-1 災害廃棄物処理の組織体制

図表2-2 災害廃棄物処理に係る各班・担当の業務内容

区分	業務内容	関係班
総合	職員の参集状況の確認と配置の決定	防災総括班
調整	 指揮命令、総括及び調整会議の運営	
17 4	災害対策本部、各班・担当との連絡調整	_
	災害廃棄物処理実行計画の策定	都市建設班
	災害廃棄物処理全般に関する進行管理	
財務	予算管理 (要求、執行)	財務班
	業務の発注状況の管理	
	国庫補助のための災害報告書の作成	都市建設班
渉外	関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供	防災総括班
	民間事業者との連絡調整、協議、情報提供	
広報	町民や災害ボランティア等への広報	健康福祉班
	町民や災害ボランティア等からの問合せ、苦情対応	
仮置場	仮置場の確保・設置	都市建設班
	仮置場の管理・運営	
施設	処理施設の被害情報の把握	
	処理施設の復旧	
	被災施設の代替処理施設の確保	
	必要資機材の確保・管理	
処理・	避難所ごみの収集運搬、処理	
処分	し尿の収集運搬、処理	
	道路啓開に伴う廃棄物対応	
	公共施設の解体対応	施設所管課
	家屋撤去対応 (窓口業務、撤去現場立会い等)	都市建設班
	災害廃棄物の収集・運搬、処理	
	最終処分に関する調整	
	復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理	
	処理困難物の処理	
	処理に関する進行管理(処理済量、搬出予定量)	
環境·	民間事業者の指導	
指導	不法投棄、不適正排出対策	
	仮置場における環境モニタリング	
受入	支援の受入管理(学識経験者、他自治体等)、受援内容 の記録	
配置	受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチ	健康福祉班
	ング	

第2節 情報収集·連絡

1 災害時

○国・県・事業者等に連絡し、災害廃棄物処理に必要な情報を収集する。

2 平時

- ○災害時に円滑な情報収集ができるよう連絡窓口一覧表を作成し、随時 更新する。
- ○収集運搬業者等の関係者等との災害時の連絡方法を確認する。

第3節 関係主体との協力・連携

県や県内市町村・一部事務組合、国や専門機関、廃棄物処理事業者等の民間 事業者団体等、各主体との連携体制を構築し、災害廃棄物を処理する。

その他、警察、消防、自衛隊等とも連携して対応に当たる。

1 県内連携

災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足する等、本町が単独で対応 しきれない場合は、災害支援協定に基づき、県内市町村や県へ支援を要請 し、連携して対応する。

一部事務組合は、ごみ処理に係る技術力や経験を活かし、災害廃棄物の処理を行う。

2 事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、本町の一般廃棄物処理施設で処理し きれないこと、災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足することが想 定される。

また、産業廃棄物に類似した性状を有する災害廃棄物は、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行う。そのため県を通じて、群馬県環境資源創生協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施する。

3 社会福祉協議会との連携

被災家屋等からの片付けごみを搬出及び運搬する作業は、災害ボランティアの協力が必要であり、災害ボランティアに対して安全具の装着等の作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要である。そのため、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、災害ボランティアへの周知を図る。

4 国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) は、環境省・関東地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されている。

必要に応じて D.Waste-Net へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

第4節 各種協定

発災後は、県や本町が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時の廃棄物処理を進める。

また、平時から本計画や関係主体が実施する演習や訓練等を通じて協定 内容の点検・見直しを行う。

1 災害時

○各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請する。支援要請に 当たっては、支援の実施までに時間を要することも想定されるため、 速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請する。

2 平時

- ○災害廃棄物処理に関する協定一覧表を作成し、随時更新する。
- ○過去の発災時の対応状況や全庁もしくは関係団体と定期的に実施する 演習・訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検・見直しを行う。
- ○不備な点は、各種協定を所管部署と協議・調整し、適宜協定内容の見 直しを行う。

図表2-3 自治体間で締結している災害時支援協定

協定名	締結先	協定内容
災害応援協定	太田市	物資提供、資機材提供、人
		員派遣、施設提供
災害時における館林市邑	館林市、板倉町、明和町、	緊急災害時の応急対策及
楽郡隣接一市五町相互応	邑楽町、千代田町	び復旧・復興の応援
援協定		
廃棄物と環境を考える協	廃棄物と環境を考える協	応援物資及び資機材の提
議会加盟団体災害時相互	議会加盟団体	供、応急及び復旧に必要
応援協定		な職員の派遣等

協定名	締結先	協定内容
災害時における相互応援	福島県鏡石町	応援物資及び資機材の供
協定		給、応急対策及び復旧に
		要する職員の派遣、避難
		所における避難住民の受
		入れ及び救援等
災害時における相互応援	群馬県町村会産業振興部	災害時の応急対策及び復
に関する協定(榛東村・上	会	旧対策の相互応援
野村・下仁田町・長野原		
町・草津町・片品村・千代		
田町・大泉町)		
災害時における相互応援	茨城県境町	食料、飲料水及び生活必
に関する協定		需品並びに資機材提供、
		職員派遣及び車両等提
		供、被災者受入れ等
災害時における利根川両	千代田町、埼玉県熊谷市	食料及び生活必需物資並
岸1市2町相互応援に関		びに資機材提供、職員派
する協定書		遣及び車両等提供、被災
		者受入れ等
群馬県災害廃棄物等処理	県及び県内全市町村、清	災害廃棄物の処理に必要
に係る相互応援に関する	掃関係一部事務組合	な資機材の提供及びあっ
協定		せん、必要な職員の派遣
		等

図表2-4 民間事業者団体と締結している災害時支援協定

協定名	締結先	協定内容		
災害対策の協力に関する	大泉町社会福祉協議会	災害時の施設の保全・管		
協定書		理、り災住民の救出・救		
		護、避難所等への避難し		
		た住民の援護活動若しく		
		はその準備等		
災害時におけるレンタル	(有) エムテク	災害時における避難所等		
機材の供給に関する協定		へ仮設トイレ等のレンタ		
書		ル機材を優先的に供給		

第5節 受援体制の整備

協定・相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されるため、 大泉町災害時受援計画に則り人的・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に整備する。

【受援体制整備の基本的な流れ】

- (1) 支援要請が必要な事項及び期間の整理
 - ○支援者への要望(何/誰を、いつまで、どのくらいの数/量、支援が 必要か)を可能な限りとりまとめて応援要請管理票を作成する。支援 団体から先遣隊が派遣される場合には、先遣隊と調整・協議して要望 をとりまとめる。

(2) 災害対策本部への報告

○上記(1)でとりまとめた結果を、災害対策本部に報告する。

(3) 支援の要請

○災害時受援計画に基づく支援要請手順を基に、災害の規模や被害状況 を踏まえて支援要請を行う。支援要請の内容は、県や関東地方環境事 務所とも共有する。

(4) 受入れ体制の整備

- ○庁内職員と支援者の業務分担等を具体化しておく等、受援の方針を検 討する。
- ○支援者の執務環境(デスクやパソコン等)を準備する。
- ○支援者の待機場所、定例ミーティングを開催できる環境を提供する。

(5) 支援者との情報共有

○支援者との調整会議を定期的(できれば毎日)に開催し、役割分担、 作業内容及び進捗状況等を確認する。